

答申第 690 号

平成 30 年 10 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 4 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その
17）（諮問第 745 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月28日付け起案文書、同月29日付け起案文書、同年8月3日付け起案文書、同月5日付け起案文書、同月10日付け通知文、同日付け起案文書、同日付け施行文書に係る起案文書、同月17日付け通知文、同日付け起案文書、同月23日付け施行文書に係る起案文書、同月24日付け通知文に係る回覧文書、同年9月1日付け通知文に係る起案文書、同月2日付け起案文書、同月14日付け起案文書、職員面接スケジュール表、職員メンタルヘルス相談周知用チラシ、同年8月4日付け特定打合せ甲に係る復命書、同月17日付け特定打合せ乙に係る復命書、同年9月15日9時30分から開催された特定会議丙の開催に係る同年8月23日付け起案文書、同月25日付け職員面接手順書、同年9月2日付け行政文書の公開請求に係る記録文書、同月8日付け起案文書、同月20日付けメールに係る起案文書、こころのケア支援スケジュール表及び同年8月8日から同年9月23日までのこころのケアチーム活動報告書を対象文書として特定したことは妥当であるが、同月15日13時30分から開催された特定会議丁の会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月18日付けで、同年7月28日付け起案文書（以下「A文書」という。）、同月29日付け起案文書（以下「B文書」という。）、同年8月3日付け起案文書（以下「C文書」という。）、同月5日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同月10日付

け通知文（以下「E文書」という。）、同日付け起案文書（以下「F文書」という。）、同日付け施行文書に係る起案文書（以下「G文書」という。）、同月17日付け通知文（以下「H文書」という。）、同日付け起案文書（以下「I文書」という。）、同月23日付け施行文書に係る起案文書（以下「J文書」という。）、同月24日付け通知文に係る回覧文書（以下「K文書」という。）、同年9月1日付け通知文に係る起案文書（以下「L文書」という。）、同月2日付け起案文書（以下「M文書」という。）、同月14日付け起案文書（以下「N文書」という。）、職員面接スケジュール表（以下「O文書」という。）、職員メンタルヘルス相談周知用チラシ（以下「P文書」という。）、同年8月4日付け特定打合せ甲に係る復命書（以下「Q文書」という。）、同月17日付け特定打合せ乙に係る復命書（以下「R文書」という。）、同年9月15日9時30分から開催された特定会議丙の開催に係る同年8月23日付け起案文書（以下「S文書」という。）、同月25日付け職員面接手順書（以下「T文書」という。）、同年9月2日付け行政文書の公開請求に係る記録文書（以下「U文書」という。）、同月8日付け起案文書（以下「V文書」という。）、同月20日付けメールに係る起案文書（以下「W文書」という。）、こころのケア支援スケジュール表（以下「X文書」という。）及び同年8月8日から同年9月23日までのこころのケアチーム活動報告書（以下「Y文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄から $\alpha - 6$ 欄までに掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の γ 欄に掲げる情報については特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして同号を理由に、別表1の β 欄及び ζ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由に、別表1の γ 欄、 δ 欄、 $\varepsilon - 1$ 欄、 $\varepsilon - 2$ 欄及び ζ 欄に掲げる情報については県の事務に関する情報であって、公開することにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処

分」という。)を行った。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

特定施設Xを運営しているのは指定管理者であって、その役員や職員の氏名は、指定管理者が定めた情報公開規程に基づき公開の申出を行えば公開される情報である。また、指定管理者は地方公共団体に準ずる責任を有しており、説明責任があるため、その役員や職員の氏名については公表慣行がある。

よって、これらの情報は条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

神奈川県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）の副室長及び心理員の氏名については、公務員の氏名であることから、条例第5条第1号ただし書すべてに該当する。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

行政文書の公開請求を行った者が議員やその秘書である場合には、かかる公開請求は公務であるため、公務の遂行に関する情報として、条例第5条第1号に該当しないか、該当するとしても同号ただし書のすべてに該当する。

エ 別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報

報道機関の記者の氏名については、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等することができることから、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が

同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、かかる情報は、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者の氏名は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書エにも該当する。

オ 別表1のα-5欄に掲げる情報

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の臨床心理士の名前については、同機構にも神奈川県職員録に相当するものが存在するはずであり、たとえ存在しなくとも国家公務員、地方公務員並びに独立行政法人の役員及び職員の氏名を、職員録がある場合にのみ公開することは、条例第1条及び第2条第1項に反する。また、同機構の職員の氏名は公務員等の職務遂行に関する情報であり、同機構の性質からして、患者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である情報にも該当する。

よって、これらの情報は条例第5条第1号ただし書すべてに該当する。

カ 別表1のγ欄に掲げる情報

こころのケアを受けた者に関する情報については、当該ケアを受けた者の氏名を非公開とすれば、その権利利益が侵害されることはなく、条例第5条第1号には該当しないものである。また、当該ケアが適切に実施されたのかを主権者の目で確認し、検証するために公にすることが必要な情報であり、一律に非公開とすることは妥当でない。特定事件の性質にかんがみれば、かかる情報は説明責任の観点から公表慣行を認めるべきであり、また、当該ケアは公務として行われたもので、当該ケアを受けた者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報でもある。

よって、かかる情報は同号ただし書すべてに該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のζ欄に掲げる精神科救急医療体制における特定の病院に関する情報について、実施機関は、県の業務委託契約に基づき行われる業務である旨説明するが、当該業務は措置入院等の公権力の行使に係る強制的精神

医療のことであり、患者やその家族等の意思により診療や入院を依頼している強制的に加療する必要のない人物にまで強制的精神医療を実施すべきとすることは、障害者の権利に関する条約に違反する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）にさえ違反している。たとえ、任意入院や医療保護入院等が当該契約に含まれるとしても、精神保健福祉法第19条の8等の規定によるものであるから、当該契約に則った適切な対応である。

よって、かかる情報を公開したとしても、当該契約を締結した法人の正当な権利利益を害するおそれはなく、条例第5条第2号本文には該当しない。

また、仮に同号本文に該当するとしても、かかる情報が精神科救急医療に係る病院及びその病床数に関するものであるということからして、患者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であるため、同号ただし書に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のγ欄に掲げる情報

こころのケアに関する打合せ概要等に関する情報は、こころのケアが適切に実施されたのかを主権者の目で確認し、検証するために公にすることが必要な情報であり、一律に非公開とすることは妥当ではない。また、特定事件の性質にかんがみ、説明責任の観点から、かかる情報には公表慣行が認められるべきである。さらに、かかるケアは公務の一環として行われたものであって、ケアを受けた者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要である。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

イ 別表1のε-1欄に掲げる情報

精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂に係る情報について、実施機関は、公開することにより、措置入院者の病状以外の要因により措置入院が解除又は延長されるおそれがある旨説明するが、措置入院は、精神保健福祉法第28条の2に基づき、自傷他害のおそれ著しい場合になされるものであり、かかる状況が滅失すれば措置入院

は解除されるものであるから、実施機関が説明する理由は妥当でない。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

ウ 別表1のε-2欄に掲げる情報

精神科病院の实地指導に係る指導項目件数及び重点指導項目案について、実施機関は、指導件数の多寡に応じて重点指導項目を決定すると説明するが、時限公開の期日が設定されていない以上、審査請求を受けての弁明に過ぎない。また、実施機関は、これらの情報を公開することにより、精神科病院への实地指導に不当な介入を招き、当該指導を形骸化するおそれがある旨説明するが、实地指導に先立ち、精神科病院の担当者を集めた説明会が開催され、検査項目が事前に周知されている以上、そのようなおそれが生じることはない。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書には該当しない。

エ 別表1のζ欄に掲げる情報

精神科救急医療体制に関する情報は、特定自治体ではホームページにおいて公表されており、また、情報公開請求により公開されている情報である。しかしながら、このような場合にあっては、実施機関が説明するような、休日及び夜間における救急対応を行う精神科病院のうち、特定の病院に急患が集中するといった支障は生じていない。

休日及び夜間の救急対応が可能な精神科病院は複数存在し、これらの情報を公開することにより、特定の精神科病院に患者が集中するといったことはない。

また、医療法第1条及び第2章の規定により、患者は、自身の選択により病院を選択することができ、これは正当な権利行使である。精神科病院にあっては、患者自身が病院を選択することを想定するべきであり、行政が患者による病院の選択に介入すること自体に誤りがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当しない。

オ 別表1のδ欄に掲げる情報

県職員個人用又は県業務用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、公開すること

により、業務とは無関係なメールが送付され事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨の実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課（平成30年4月1日から健康医療局保健医療部がん・疾病対策課））の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭説明聴取における説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとお

りである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、特定施設Xを運営する指定管理者の職員等の氏名であるところ、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、被害者支援室の副室長及び心理員の氏名であるところ、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報は、特定事件に関する行政文書の公開請求書に記載された請求者個人の氏名、住所（郵便番号含む）及び携帯電話番号であるところ、氏名とともに記載された情報であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

エ 別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-4$ 欄に掲げる情報は、特定事件に関するアンケートを行っている報道機関の照会担当者（記者）の氏名であるところ、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

オ 別表1の $\alpha-5$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-5$ 欄に掲げる情報は、県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名であるところ、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

ところで、同センターは県立病院機構が有する医療機関の一つであり、同機構は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に設立された地方独立行政法人であり、その職員は神奈川県からの派遣職員及び同機構が採用した職員から構成されるものである。別表1の $\alpha-5$ 欄に掲げる同センターの臨床心理士の氏名は、同機構が独自採用した職員のものであって、神奈川県職員録への登載もなく、同機構のホームページ等でも公開されておらず、公開が予定されているものでもないことにかんがみれば、かかる情報は同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

カ 別表1の $\alpha-6$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-6$ 欄に掲げる情報は、こころのケアの被相談者の名前等であるところ、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

キ 別表1の γ 欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる情報は、こころのケアの被相談者の相談場所に関する情報、こころのケアの実施に当たっての打合せ内容の概要及び詳細に関する情報並びにこころのケアの実施に係る相談実施状況の内容、主な活動内容の内容並びに連絡事項及び引継ぎ事項の内容に関する情報である。これらの情報は、いずれもこころのケアに関する情報であるところ、こころのケアは、特定事件を経験したことによりこころに傷を負った者に対する相談事業であり、被相談者の心身等の状況及び相談環境について、特段の配慮が必要とされるものである。したがって、これ

らの情報は、特定の個人を識別できる情報ではないものの、公開することにより、被相談者の心身等の状況及び相談環境を悪化させ、また、相談の実施を妨げ、その結果、被相談者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 別表1のβ欄に掲げる情報

別表1のβ欄に掲げる情報は、アンケートを行っている報道機関の照会担当者の社用の電子メールアドレス（携帯電話用含む）、直通電話番号、ファックス番号及び携帯電話番号であるところ、これらの情報は、専ら取材のためのものであって、公開することにより、取材とは無関係の問合せや迷惑電話等がなされ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書に該当しないことは明らかである。

イ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、神奈川県精神科救急医療体制に係る特定の医療機関に関する情報であり、休日及び夜間における精神科救急患者の迅速な受入を依頼するために用いる事業情報で、受入を行う医療機関名及び救急病床数が記載されたものである。

神奈川県にあつては、休日及び夜間における精神科救急医療体制を整えるため、特定の医療機関と業務委託契約を締結し、各医療機関における病床を確保し、その業務を行っているものであるが、その病床数や受診体制は、日中のそれと比べて、極めて限定的なものとなっている。

そのため、かかる情報が公開された場合、精神科救急医療の対象となる患者やその家族から、直接、特定の医療機関に受診依頼や入院依頼が行われ、本県との業務委託契約に基づき行われるべきこれらの業務が、当該契約に基づかずに行われ、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当する。

また、かかる情報は、後記(3)オのとおり、精神科救急医療の適正な

遂行のための情報であり、これを公開することにより、その業務に支障が生ずるおそれがあるものであることにかんがみれば、かかる情報を公開することにより、人の生命や身体、財産の保護につながるとは考えられない。

よって、かかる情報は同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のγ欄に掲げる情報

(ア) 別表1のγ欄に掲げる情報は、こころのケアの実施に関連する情報であるところ、これらの情報は、前記(1)キのとおり、公開することにより、被相談者に対するこころのケアの実施を妨げるおそれがあるものである。また、そもそも、こころのケアは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであり、相談の一環として、個人の内面に関する情報を取り扱うためプライバシー性が特に高いものであり、被相談者が行政のかかる相談事業を利用しようとするのは、一般に、相当程度追い込まれた状態であることにかんがみても、被相談者の相談内容に対する秘匿の希望は、特段強いものである。さらに、これらの情報のうち、相談実施状況の内容、主な活動内容の内容並びに連絡事項及び引継ぎ事項の内容は、こころのケアを実施した具体的内容が記載されたものもあり、このようなこころのケアに関する情報が公開されることとなると、前記の高度の秘匿性と相まって、こころのケアを希望する者が相談をためらうおそれがある。また、特定事件が、その特異性から、本件請求時にあっても、連日、全国的な報道が行われるとともに、特定事情によりその報道が過熱していたことを踏まえると、これらの情報の公開を機に被相談者が報道機関の取材対象となり、その結果、被相談者がこころのケアを継続的に受けることをためらうおそれもあったものである。

そして、このようなためらいを生じさせるおそれは、特定事件に関するこころのケアにのみ当てはまるというものではなく、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業一般に通ずるものであるから、これらの情報を公開すると、精神保健及び精神障害者の福祉に関

する相談指導事業そのものの空洞化を招来し、精神保健及び精神障害者福祉に関する施策を適切に実施できなくなるおそれがあると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) また、別表1のγ欄に掲げる情報には、特定事件に関連する特定施設Xの利用者の特定事項に関する情報（以下「特定利用者情報」という。）が含まれるが、当時、特定事件の内容やその周辺情報から、その抽象的事実は明らかになっていたものの、その具体的内容は明らかになっていなかったものであるが、特定事件の内容やその周辺情報に照らすと、一定程度の推測が可能な状況にあった。

他方、前記(ア)のとおり、特定事件に関する報道が過熱していたのは公知の事実である。

このような状況を前提とすると、かかる情報が明らかとなった場合、報道機関からの取材により、県の特定の事務事業に支障が生じるであろうことは容易に想定されるものである。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、特定利用者情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表1のδ欄に掲げる情報

別表1のδ欄に掲げる情報は、県職員個人用及び県業務用電子メールアドレスであるところ、これらのメールアドレスは、専ら実施機関における所掌事務を円滑かつ正確に実施するための県の事務に関する情報であり、公開することにより、当該事務とは無関係の問合せ等がなされ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる情報は、精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容であるところ、改訂内容は、措置入院における実地審査に関するものであって、かかる情報を公開すると、実地審査を避けるために、措置入院患者の病状以外の要因に影響を受けた病状報告がなされ、措置入院が解除又は延長されるおそれが生じ、措置

入院の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 別表1のε-2欄に掲げる情報

別表1のε-2欄に掲げる情報は、精神保健福祉法第38条の6の規定に基づく精神科病院に対する実地指導における平成27年度の項目別の指導件数を統計的に整理した平成27年度判定表番号別指導項目件数表の内容及び平成28年度精神科病院実地指導における重点指導項目案であるところ、指導件数の多寡に応じて、次年度の実地指導における重点指導項目を決定しているため、前者を公開することは、後者を公開することに等しいこととなる。

そして、重点指導項目は、当該年度の実地指導において、多数ある指導項目の中でも、特に重点的に確認を行うものであるため、かかる情報を公開すると、実地指導を受ける医療機関が、当該重点指導項目の内容を満たすよう関係書類へ追記、改ざん等をしたり、当該重点指導項目を満たすカルテのみを検査対象としたりするなど、実地指導の手法に不当な介入を招き、実地指導を形骸化するおそれがある。

よって、これらの情報は、実地指導事務の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 別表1のζ欄に掲げる情報

別表1のζ欄に掲げる情報は、前記(1)イのとおりであるところ、休日及び夜間における精神科救急医療体制にあっては、受入医療機関が日中に比べ極端に少なく、限られた医療機関及び病床を最大限に活用して、救急対応を実施せざるを得ない状況にある。そのため、急患が発生した場合には、行政職員がトリアージにより優先順位を決定し、当該優先順位に従って患者搬送、病院選定等を一元的に行い、救急対応を行っているものである。

したがって、かかる情報を公開すると、患者やその家族等が、公開されている各医療機関の休日及び夜間の対応可能時間帯を参照の上、特定の医療機関に対し、直接、受診依頼や入院依頼を行い、その結果、特定の医療機関に休日及び夜間の急患が集中することになりかねないもので

ある。かかる状況は、一元的に行政職員がトリアージにより優先順位を決し、限られた医療機関及び病床を最大限に活用して、救急対応を行っている休日及び夜間における精神科救急医療体制に支障を生じさせるものである。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、A文書からY文書まで（以下「本件行政文書」と総称する。）を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

ア 文書の検索について

実施機関は、所掌事務として、精神保健医療対策、自殺対策等を所掌しているところ、本件行政文書のうち、L文書、S文書、V文書及びW文書以外の文書を管理していたのは、所掌事務である精神保健医療対策の一環として、特定事件にかかるこころのケアを実施していたためである。

また、L文書、S文書及びV文書を管理していたのは精神保健福祉関係の出先機関との連絡調整の場として設置された会議、すなわち、特定会議丙及び特定会議丁において、こころのケアの実施に関する情報を提供していたためであり、W文書を管理していたのは精神保健福祉法第29条第1項に基づく措置入院処分の権限を有する都道府県の一つとして、アンケートに回答していたためである。

特定事件にかかわる実施機関の所掌事務は以上のとおりであり、本件行政文書を除き、本件事件に関する行政文書は管理していない。

イ 特定会議丁の会議資料の行政文書該当性について

特定会議丁の会議資料は、本件請求時において復命前であったため組織共用性を欠き、本件請求時点にあつては、条例第3条第1項にいう行政文書には該当しないものである。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる同人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、本件行政文書のうち、L文書、S文書、V文書及びW文書以外の文書については、実施機関が精神保健医療対策の一環として実施した特定事件に係るこころのケアに関連して取得又は作成したものであり、L文書、S文書及びV文書については、こころのケアの実施に関する情報を出先機関と共有することを目的の一つに含む特定会議丙及び特定会議丁に係る文書として作成したものであり、W文書は精神保健福祉法に基づく措置入院に関しアンケートの

回答依頼があったため取得したものであると認められる。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のγ欄、δ欄、ε-1欄、ε-2欄及びζ欄の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のγ欄に掲げる情報

(ア) Q文書における打合せ内容の概要

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、Q文書における打合せ内容の概要（別表3のγ-3-1欄に掲げる情報）は、特定事件の発生を受けて行われた関係所属間におけるこころのケアのニーズに関する打合せの内容を要約したものである。

この点につき、実施機関は、こころのケアは精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の一つであって、個人の内面を取り扱う特にプライバシー性の高いものであることを理由に、公開することにより、相談事業そのものに支障を生じさせるおそれがある旨説明する。

確かに、相談内容が被相談者の内面に関するものであり、被相談者がこのような行政の相談事業を利用するのは、相当程度追い込まれた状況にあるのが一般的であると考えられることを踏まえると、被相談者の相談内容が公開されることとなれば、被相談者の氏名を非公開と

していたとしても、自らの相談内容が公になることを忌避して、相談をためらう者が生じるおそれが認められる。

しかしながら、当審査会が確認したところ、Q文書における打合せ内容の概要（別表3のγ-3-1欄に掲げる情報）には、このような情報は含まれておらず、こころのケアに関する大まかな方針が示されるにとどまるものであって、これを公開したとしても、実施機関の事務事業に支障が生ずるおそれがあると認めることは困難である。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(イ) Q文書における打合せ内容の詳細

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、Q文書における打合せ内容の詳細（別表2のγ-2-1欄に掲げる情報）は、特定事件の発生を受けて行われた関係所属間におけるこころのケアのニーズに関する打合せの内容を記録したものであり、その内容は、特定事件の被害者等の心身の具体的状況にも言及されているものである。

当審査会が確認したところ、特定事件を受けて行われるこころのケアは、特定事件の被害者等が受けたこころの苦痛を緩和するものであり、当該ケアを有意なものとするためにかかる打合せを行っていることと認められるが、かかる打合せ内容の詳細を公開することとなり、特定事件の被害者等の心身の具体的状況を公開することとなり、当該ケアにより支援を行うべき者に対し、かえって苦痛を与えるという事態を生じさせるおそれが多分に認められる。

また、今後、かかる事態を回避するため、打合せ内容が公開されることを前提に打合せが行われれば、打合せ内容が希薄化し、当該ケアを効果的に行えなくなることも容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、公開することにより、こころのケアを有意かつ効果的に実施することに支障を生じさせるものと認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) R文書における打合せ内容の詳細

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、R文書における打合せ内容の詳細

細は、特定事件を受けて開始されたところのケアに関し、精神保健福祉行政と警察行政それぞれの分野において、どのような支援を行うのか相互確認を行っている打合せの内容を記録したものであるが、当審査会が確認したところ、Q文書における打合せ内容の詳細と異なり、特定事件の被害者等の心身の具体的状況には、それほど言及されていないものである。

このため、これらの情報のうち、後記(5)イ(キ)a及びbのとおり、個人に関する情報として非公開とすべき別表2の $\gamma-1-1$ 欄、 $\gamma-1-2$ 欄及び $\gamma-1-3$ 欄に掲げる情報以外の情報（別表3の $\gamma-3-2$ 欄に掲げる情報）については、これを公開したとしても、特定事件を受けて行われるところのケアを含む精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業の遂行に支障を及ぼすと認めることは困難である。

よって、これらの情報のうち、別表2の $\gamma-1-1$ 欄、 $\gamma-1-2$ 欄及び $\gamma-1-3$ 欄に掲げる情報以外の情報（別表3の $\gamma-3-2$ 欄に掲げる情報）は、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(エ) R文書における打合せ内容の概要

別表1の γ 欄に掲げる情報のうち、R文書における打合せ内容の概要（別表2の $\gamma-1-3$ 欄に掲げる情報）は、特定事件を受けて開始されたところのケアに関し、精神保健福祉行政と警察行政それぞれの分野において、どのような支援を行うのか相互確認を行っている打合せの内容を要約したものであるが、当審査会が確認したところ、その内容は、特定事件の被害者等に対する具体的な相談及び支援内容に言及したものであって、後記(5)イ(キ)bのとおり、個人に関する情報として非公開とすべきものであるため、同号柱書該当性について判断する必要はないと認められる。

(オ) X文書のうち、「特定事件にかかるところのケア支援スケジュール」における相談場所に関する情報

別表1の γ 欄に掲げる情報のうち、X文書を構成する「特定事件にかかるところのケア支援スケジュール」における相談場所に関する情

報は、こころのケアの被相談者が、実際に相談を行った場所に関する情報である。

前記(ア)中段のとおり、こころのケアにおける相談内容や被相談者がかかる相談事業を利用する際の状況にかんがみれば、こころのケアという相談事業における相談内容の一端が公開されることとなると、自らの相談内容が公になることを忌避し、かかる相談事業を利用しようとしていた者はその利用をためらい、また、既に利用していた者は継続利用をためらい、もって、県による精神保健福祉分野における相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(カ) Y文書における相談実施状況の内容、主な活動内容の内容並びに連絡事項及び引継ぎ事項の内容

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、Y文書における相談実施状況の内容、主な活動内容の内容並びに連絡事項及び引継ぎ事項の内容は、特定事件を受けて行われたこころのケアの活動内容が、実施日別にまとめられたものであり、相談内容にも触れる情報であることから、前記(オ)と同様に、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(キ) 審査請求人の主張

なお、審査請求人は、前記3(3)アのとおり、別表1のγ欄に掲げる情報は、特定事件の性質にかんがみ、説明責任の観点から公表慣行があるため、条例第5条第4号柱書に該当しない旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 別表1のδ欄に掲げる情報

別表1のδ欄に掲げる情報は、県職員個人用電子メールアドレス及び県業務用電子メールアドレスであり、当審査会が確認したところ、これらのメールアドレスは一般に公にされているものではなく、公開することにより、これらのメールアドレスを利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)オのとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

ウ 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる情報は、実施機関が説明するとおり、精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容に関するものであるが、当審査会が確認したところ、その内容は、措置入院に係る実地審査に関するもの、所属名の変更に関するもの、これら改訂内容の施行期日に関するもの等に大別されるものである。

(ア) 措置入院に係る実地審査に関する改訂内容

別表1のε-1欄に掲げる情報のうち、別表2のε-1欄に掲げる措置入院に係る実地審査に関する改訂内容は、実施機関が説明するとおり、これを公開することにより、実地審査を避けようとする精神科病院が、措置入院患者の病状以外の要因を考慮した病状報告を行う等適切な措置入院が行われなくなるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、公開することにより、措置入院の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について審査請求人は、前記3(3)イのとおり、措置入院患者の病状以外の要因により措置入院が解除又は延長されることはないため、これを公開したとしても措置入院の適正な遂行に支障はない旨主張するが、精神保健福祉法が、同法の制度の適正な運用を確保し、措置入院患者の人権に資するという観点から措置入院に係る実地審査を明定した趣旨にかんがみると、かかる審査請求人の主張を採用することは困難であると言わざるを得ない。

(イ) 所属名の変更に関する改訂内容

当審査会が確認したところ、別表1のε-1欄に掲げる情報のうち、別表3のε-1欄に掲げる所属名の変更に関する改訂内容は、神奈川県組織再編に伴う所属名の変更を精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルに反映させるものにすぎず、これを公開したとしても、実施機関の事務に支障を生じさせるおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 改訂内容の施行期日に関する情報等

当審査会が確認したところ、別表1のε-1欄に掲げる情報のうち、別表3のε-1欄に掲げる改訂内容の施行期日に関する情報等は、精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの改訂の施行期日に関する情報等であって、これを公開したとしても、実施機関の事務に支障を生じさせるおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

エ 別表1のε-2欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-2欄に掲げる情報は、精神科病院の実地指導に係る平成27年度における項目別の指導実績件数及び平成28年度における重点指導項目案であると認められるところ、重点指導項目を過年度の指導実績件数に応じて決定しているという事情にかんがみれば、前者の情報は、後者の情報と実質的に同一であるといえることができる。

そして、重点指導項目案は、本件処分があった年度に行うことを予定していた精神科病院の実地指導に係るものであって、実施機関が説明するとおり、公開することにより、実地指導の対象となった精神科病院が当該重点指導項目の内容を満たすよう関係書類を整備する等、実地指導の内容を形骸化する事態を招くおそれがあるとは認められる。

よって、これらの情報は、公開することにより、精神科病院の実地指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)ウのとおり、実地指導に先立ち、精神科病院の担当者を集めた説明会が行われ、そこで検

査項目が事前に周知されているため、これらの情報を公開したとしても、精神科病院の实地指導に支障は生じない旨主張するが、当審査会が確認したところ、神奈川県にあってはそのような事実は認められず、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

オ 別表1の㊦欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の㊦欄に掲げる情報は、精神科救急医療体制に関する情報であって、休日及び夜間における精神科救急の受入を行う医療機関に関する情報であるところ、同体制にあっては、休日及び夜間における精神科救急に対応できる医療機関が極端に少ない現状にあって、対応可能な限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージにより優先順位を決定し、当該優先順位に従って急患搬送、病院選定等を一元的に管理していることが認められる。

このように限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージによる優先順位付けを行っている状況にかんがみると、かかる情報を公開することにより、トリアージを経ず、各医療機関で直接的に救急対応を行わざるを得ない事態が生じ、休日及び夜間における精神科救急医療体制自体が成り立たなくなることは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、公開することにより、休日及び夜間における精神科救急医療体制の運用に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点につき、審査請求人は、前記3(3)エのとおり、精神科救急医療体制に関する情報は、特定自治体ではホームページにおいて公表されており、また、情報公開請求により公開され、このような場合にあっては、実施機関が説明するような支障は生じていない旨等主張するものの、特定自治体における状況が神奈川県にも当てはまるかどうかは精神科救急の通報件数、対応可能な医療機関数等の現状に大きく左右されるものであり、当審査会が確認したところ、特定自治体と神奈川県における精神科救急の現状には大きく異なる点があるため、同人の主張を採用することはできず、その余の主張についても、同人独自の見解で

あって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1のβ欄及びγ欄に掲げる情報が条例第5条第2号に該当する旨説明するが、前記(3)オのとおり、別表1のγ欄に掲げる情報は同条第4号柱書に該当するため、同条第2号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表1のβ欄に掲げる情報の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第2号本文該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

これを本件について見ると、別表1のβ欄に掲げる情報は、アンケートを行っている報道機関の照会担当者の社用の電子メールアドレス（携帯電話用含む）、直通電話番号、ファックス番号及び携帯電話番号であって、当審査会が確認したところ、広く公にされているといった事情も認められないことにかんがみると、公開することにより、当該報道機関による取材とは無関係の問合せや迷惑電話等がなされ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は同号本文に該当すると判断する。

ウ 条例第5条第2号ただし書該当性

もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であつても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であつて、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の

利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、本件についてこれを見ると、別表1のβ欄に掲げる情報は、前記イのとおり、報道機関の照会担当者の社用の電子メールアドレス等であって、これを公開することで、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第1号該当性について

ア 判断対象

実施機関は、別表1のα-1欄からα-6欄までに掲げる情報及びγ欄に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当する旨説明するが、前記(3)アのとおり、別表1のγ欄に掲げる情報のうち、同条第4号柱書に該当すると判断した情報（以下「γ欄4号柱書該当情報」という。）については、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

したがって、以下においては、別表1のα-1欄からα-6欄までに掲げる情報及び別表1のγ欄に掲げる情報のうち、γ欄4号柱書該当情報以外の情報の同号該当性について判断する。

イ 条例第5条第1号該当性

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、

公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

(ア) 別表 1 の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、特定施設 X を運営する指定管理者の職員の氏名及び産業医の氏名であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、当該指定管理者の職員等については、職員録やそのホームページにおいて、その氏名は公表されているといったことは認められないため、同号ただし書イに該当することはなく、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、指定管理者は地方公共団体に準ずる責任を有するとして、説明責任の観点から、これらの情報について公表慣行がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、同人独自の見解であって採用することはできない。

(イ) 別表 1 の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\alpha - 2$ 欄に掲げる情報は、被害者支援室の副室長及び心理員の氏名であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、同室副室長及び心理員は神奈川県警察本部の職員であって、これらのうち副室長にあっては、幹部職員として、その異動に伴って氏名が公表されていることが認められる。また、同室副室長の氏名が記載されているのは、こころのケアに関する打合せ記録であって、同人はその職務の一環として当該打合せに参加していると認められることから、同人の氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

他方、同室心理員の氏名については、職員録等により公にされている事実は認められないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、被害者支援室の副室長及び心理員の氏名については、前者は同号ただし書イに該当するものの、後者は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 別表 1 の $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報は、特定事件に関して、行政文書の公開請求を行った者の氏名、住所（郵便番号含む）及び電話番号であって、氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(エ) 別表 1 の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報

別表 1 の $\alpha - 4$ 欄に掲げる情報は、特定事件に関するアンケートを行った報道機関の照会担当者（記者）の氏名であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、記名記事であれば記者名は図書館等での記事の配架を含め、公になるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、本件において非公開とされた記者の名前は記名記事上のものではなく、当該報道機関が作成したアンケート票

等上のものであるため、審査請求人のかかる主張を採用する余地はなく、その余の主張についても、同人の独自の見解を述べているに過ぎず、採用することはできない。

(オ) 別表1の $\alpha-5$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-5$ 欄に掲げる情報は、県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の名前であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、実施機関が説明するとおり、同センターにあっては、同機構が独自採用した職員と神奈川県から派遣された職員により構成されており、本件処分により非公開とされた同センターの臨床心理士の名前は、同機構が独自採用した職員のものであり、神奈川県職員録に登載されること等により公開されておらず、また、公にすることが予定されているとも認められないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことも明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり種々主張するが、いずれについても当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(カ) 別表1の $\alpha-6$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-6$ 欄に掲げる情報は、こころのケアの被相談者の名前等であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(キ) 別表1の γ 欄に掲げる情報のうち、 γ 欄4号柱書該当情報以外の

情報

a 別表2の $\gamma-1-1$ 欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる情報のうち、 γ 欄4号柱書該当情報以外の情報について、当審査会が確認したところ、別表2の $\gamma-1-1$ 欄に掲げるものについては、被害者支援室の心理員等の名前であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、同室心理員の名前については、前記(イ)のとおり、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当せず、その余の者についても、当審査会が確認したところ、その氏名が公にされ、又は公にすることが予定されているものともは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

b 別表2の $\gamma-1-2$ 欄及び $\gamma-1-3$ 欄に掲げる情報

別表1の γ 欄に掲げる情報のうち、 γ 欄4号柱書該当情報以外の情報について、当審査会が確認したところ、別表2の $\gamma-1-2$ 欄及び $\gamma-1-3$ 欄に掲げるものについては、こころのケアの被相談者の相談内容及び相談状況に関するものであって、被相談者の氏名は記載されていないため、特定の個人を識別できる情報には当たらないものの、被相談者の心身の状況に言及しているものであり、個人の人格と密接に関係するものであって、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

c その余の情報

別表1のγ欄に掲げる情報のうち、γ欄4号柱書該当情報以外の情報から前記a及びbに掲げる情報を除いたものは、当審査会が確認したところ、個人に関する情報に該当しないか、または、個人に関する情報であるとしても、公務員の氏名であって、前記(5)イ(イ)中段と同様に、条例第5条第1号ただし書イに該当するものと認められるため、公開すべきものと判断する。

(6) まとめ

以上をまとめると、別表1に掲げる情報のうち、別表2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものは公開すべきである。

(7) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 特定会議丁の会議資料の存否について

実施機関は、特定会議丁の会議資料について、復命前であるため組織共用性を欠き、条例第3条第1項本文に定める「行政文書」に該当しないと説明していることから、以下、この点について検討する。

同項本文は、「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの」としているところ、本件にあつては、実施機関の職員が特定会議丁に公務として参加していることが認められることから、特定会議丁の会議資料等を職務上作成又は取得したことは明らかである。

他方、「実施機関において管理されているもの」については、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものと解されるところ、かかる組織共用性の判断にあたっては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があつたものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要な文書として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮すべきものと解される。

これを本件について見ると、特定会議丁の会議資料は、その内容にかんがみて職員個人の便宜のための資料ではなく、会議に出席した職員が属する各所属において情報共有されることが前提となつていと認められること、また、その内容も、参加した各所属における情報共有を目的としていると認められること、さらに、実施機関は、現に会議資料を復命の過程において共有しようとしていたことが認められることから、組織共用性を欠くとまでは言えないと認められる。

よって、特定会議丁の会議資料については、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上取得したものであって、当該実施機関において管理されていることが認められることから、本件請求に係る諾否の決定の対象となる文書に該当すると判断する。

イ 文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、前記アのとおり、特定会議丁の会議資料については「行政文書」に該当し、本件請求の内容に照らし、本件請求の対象文書として特定されるべきものであると認められる。

よって、特定会議丁の会議資料については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否

等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に同人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではなく、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧					
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項		
$\alpha - 1$	Q 文書	同左	特定施設 X を運営する指定管理者の職員及び産業医の氏名	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
γ			打合せ内容の概要 ○ 左記文書 1 頁目中、20 行目から 32 行目まで ※ 左記文書 1 頁目は、タイトル部分を 1 行目として行数を数える。	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書	
$\alpha - 1$	R 文書	こころのケア関係打合せ報告書	打合せ内容の詳細 ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 33 行目まで ○ 左記文書 3 頁目中、1 行目から 36 行目まで ○ 左記文書 4 頁目中、1 行目から 36 行目まで ○ 左記文書 5 頁目中、1 行目から 35 行目まで ○ 左記文書 6 頁目中、1 行目から 30 行目まで		第 5 条第 1 号 (個人非識別情報) 第 5 条第 4 号 柱書
γ			特定施設 X を運営する指定管理者の職員の名前	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
$\alpha - 2$			出席者名簿	被害者支援室の副室長及び心理員の氏名	
δ	S 文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α-1	T 文書	同左	特定施設 X を運営する指定管理者の職員の氏名 第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
α-3	U 文書	情報公開請求について	公開請求者の名前	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
		行政文書 公開請求書	公開請求者の氏名、住所（郵便番号を含む）、電話番号	
ε-1	V 文書	資料 1-1	精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容 ○ 左記文書 1 頁目中、2 行目から 19 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 14 行目まで、表のすべて ※ 左記文書 1 頁目の資料番号は行数として数えない。	第 5 条第 4 号 柱書
資料 1-2		平成 27 年度判定表番号別指導項目件数表の内容すべて		
ε-2		資料 1-3	平成 28 年度精神科病院実地指導における重点指導項目案 ○ 左記文書 1 頁目中、3 行目から 27 行目まで ○ 左記文書 2 頁目 ※ 左記文書 1 頁目の資料番号は行数として数えない。	
ζ		資料 3	精神科救急医療体制に係る特定の医療機関に関する情報 ○ 別紙 1 に示す非公開情報	第 5 条第 2 号 第 5 条第 4 号 柱書
α-4	W 文書	平成 28 年 9 月 20 日付けメール（起案に用いられているもの）	照会担当者の氏名 ○ 左記文書本文中、5 行目 29 文字目から 33 文字目まで、14 行目 6 文字目から 9 文字目まで、19 行目 11 文字目から 12 文字目まで、29 行目 31 文字目から 34 文字目まで、30 行目 19 文字目から 22 文字目まで、33 行目	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
β	W 文書 (<small>続き</small>)	照会担当者の社用の電子メールアドレス（携帯電話用含む）、直通電話番号、ファックス番号、携帯電話番号 ○ 左記文書本文中、14 行目 10 文字目から 41 文字目まで、25 行目 27 文字目から 26 行目 19 文字目まで、30 行目 1 文字目から 15 文字目まで、23 文字目から 37 文字目まで、34 行目 3 文字目から 14 文字目まで、35 行目 4 文字目から 14 文字目まで、36 行目 3 文字目から 15 文字目まで、37 行目 7 文字目から 29 文字目まで、38 行目 7 文字目から 35 文字目まで	第 5 条第 2 号	
δ		平成 28 年 9 月 20 日付けメール（起案に用いられているもの） < 続き >	県職員個人用電子メールアドレス、県業務用電子メールアドレス ○ 左記文書中、「差出人」の項目のうち 6 文字目から 34 文字目まで、45 文字目から 67 文字目まで ○ 左記文書中、「宛先」の項目の内容すべて ○ 左記文書本文中、10 行目 1 文字目から 21 文字目まで、16 行目 4 文字目から 24 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α-4		2016 年 9 月 20 日付けアンケート依頼文	照会担当者の氏名 ○ 左記文書中、6 行目、21 行目 9 文字目から 12 文字目まで、25 行目 1 文字目から 4 文字目まで、23 文字目から 26 文字目まで、26 行目 7 文字目から 10 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
β	W 文書 （続き）	2016年9月20日付けアンケート依頼文 （続き）	照会担当者の社用の電子メールアドレス、直通電話番号、ファックス番号、携帯電話番号 ○ 左記文書中、21行目13文字目から39文字目まで、22行目13文字目から26文字目まで、25行目5文字目から19文字目まで、27文字目から41文字目まで、26行目11文字目から35文字目まで、28行目30文字目から46文字目まで、50文字目から61文字目まで	第5条第2号
α-5	X 文書	特定事件にかかるこころのケア支援スケジュール	県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の名前 ○ 左記文書1頁目の下段表中、第10欄第4項 ○ 左記文書2頁目の上段表中、第10欄第4項、中段表中、第10欄第5項、下段表中、第10欄第1項 ○ 左記文書3頁目の上段表中、第10欄第4項、下段表中、第10欄第1項	第5条第1号 （個人識別情報）
α-6			被相談者の名前等 ○ 左記文書2頁目の上段表中、第11欄第5項のうち6文字目から11文字目まで、中段表中、第11欄第1項のうち6文字目から11文字目まで	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	X 文書 （続き）	特定事件にかかるところのケア支援スケジュール （続き）	相談場所に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 5 文字目から 12 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 行目 11 文字目から 2 行目 5 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 4 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 2 行目 7 文字目から 8 文字目まで	第 5 条第 1 号 （個人非識別情報） 第 5 条第 4 号 柱書
α - 5	Y 文書	同左	活動従事者のうち県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の氏名	第 5 条第 1 号 （個人識別情報）
γ			相談実施状況の内容（相談件数（相談件数、予約件数、継続相談件数）及び対応結果（傾聴者数、継続支援必要者数、医療機関への紹介者数、その他））	第 5 条第 1 号 （個人非識別情報） 第 5 条第 4 号 柱書
			主な活動内容の内容	
		連絡事項及び引継ぎ事項の内容		

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α-1	Q 文書	同左	特定施設 X を運営する指定管理者の職員及び産業医の氏名	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
γ-2-1			打合せ内容の詳細 ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 33 行目まで ○ 左記文書 3 頁目中、1 行目から 36 行目まで ○ 左記文書 4 頁目中、1 行目から 36 行目まで ○ 左記文書 5 頁目中、1 行目から 35 行目まで ○ 左記文書 6 頁目中、1 行目から 30 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α-1	R 文書	こころのケア関係打合せ報告書	特定施設 X を運営する指定管理者の職員の名前	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
γ-1-1			打合せ内容の詳細のうち、被害者支援室の心理員等の名前 ○ 左記文書 2 頁目中、7 行目 ○ 左記文書 3 頁目中、9 行目 2 文字目から 7 文字目まで、17 行目 5 文字目から 11 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
γ-1-2			打合せ内容の詳細のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、18 行目 2 文字目から 19 行目 6 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目中、8 行目から 11 行目まで ※ 左記文書 1 頁目は、タイトル部分を 1 行目として行数を数える。	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ - 1 - 3	R 文書 〈 続き 〉	こころのケア関係打合せ報告書	打合せ内容の概要 ○ 左記文書 3 頁目中、18 行目から 28 行目まで	第 5 条第 1 号 (個人非識別情報)
α - 2		出席者名簿	被害者支援室の心理員の氏名	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
δ	S 文書	同左	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
α - 1	T 文書	同左	特定施設 X を運営する指定管理者の職員の氏名	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
α - 3	U 文書	情報公開請求について	公開請求者の名前	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
		行政文書 公開請求書	公開請求者の氏名、住所（郵便番号含む）、電話番号	
ε - 1	V 文書	資料 1 - 1	精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容のうち、措置入院に係る実地審査に関する改訂内容 ○ 左記文書 1 頁目中、3 行目から 5 行目まで、9 行目から 15 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 14 行目まで、表のすべて ※ 左記文書 1 頁目の資料番号は行数として数えない。	第 5 条第 4 号 柱書

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
ε - 2	V 文書 〈続き〉	資料 1 - 2	平成 27 年度判定表番号別指導項目件数表の内容すべて	第 5 条第 4 号 柱書
		資料 1 - 3	平成 28 年度精神科病院実地指導における重点指導項目案 ○ 左記文書 1 頁目中、3 行目から 27 行目まで ○ 左記文書 2 頁目 ※ 左記文書 1 頁目の資料番号は行数として数えない。	
ζ	資料 3	精神科救急医療体制に係る特定の医療機関に関する情報 ○ 別紙 1 に示す非公開情報		
α - 4	W 文書	平成 28 年 9 月 20 日付けメール（起案に用いられているもの）	照会担当者の氏名 ○ 左記文書本文中、5 行目 29 文字目から 33 文字目まで、14 行目 6 文字目から 9 文字目まで、19 行目 11 文字目から 12 文字目まで、29 行目 31 文字目から 34 文字目まで、30 行目 19 文字目から 22 文字目まで、33 行目	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
β			照会担当者の社用の電子メールアドレス（携帯電話用含む）、直通電話番号、ファックス番号、携帯電話番号 ○ 左記文書本文中、14 行目 10 文字目から 41 文字目まで、25 行目 27 文字目から 26 行目 19 文字目まで、30 行目 1 文字目から 15 文字目まで、23 文字目から 37 文字目まで、34 行目 3 文字目から 14 文字目まで、35 行目 4 文字目から 14 文字目まで、36 行目 3 文字目から 15 文字目まで、37 行目 7 文字目から 29 文字目まで、38 行目 7 文字目から 35 文字目まで	第 5 条第 2 号

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
δ	W 文書 （ 続き）	<p>平成 28 年 9 月 20 日付けメール（起案に用いられているもの） < 続き ></p>	<p>県職員個人用電子メールアドレス、県業務用電子メールアドレス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書中、「差出人」の項目のうち 6 文字目から 34 文字目まで、45 文字目から 67 文字目まで ○ 左記文書中、「宛先」の項目の内容すべて ○ 左記文書本文中、10 行目 1 文字目から 21 文字目まで、16 行目 4 文字目から 24 文字目まで 	第 5 条第 4 号 柱書
α - 4		<p>照会担当者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書中、6 行目、21 行目 9 文字目から 12 文字目まで、25 行目 1 文字目から 4 文字目まで、23 文字目から 26 文字目まで、26 行目 7 文字目から 10 文字目まで 	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
β		<p>2016 年 9 月 20 日付けアンケート依頼文</p>	<p>照会担当者の社用の電子メールアドレス、直通電話番号、ファックス番号、携帯電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書中、21 行目 13 文字目から 39 文字目まで、22 行目 13 文字目から 26 文字目まで、25 行目 5 文字目から 19 文字目まで、27 文字目から 41 文字目まで、26 行目 11 文字目から 35 文字目まで、28 行目 30 文字目から 46 文字目まで、50 文字目から 61 文字目まで 	第 5 条第 2 号

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α-5	X 文書	特定事件にかかるところのケア支援スケジュール	県立病院機構神奈川県立精神医療センターの臨床心理士の名前 ○ 左記文書 1 頁目の下段表中、第 10 欄第 4 項 ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、中段表中、第 10 欄第 5 項、下段表中、第 10 欄第 1 項 ○ 左記文書 3 頁目の上段表中、第 10 欄第 4 項、下段表中、第 10 欄第 1 項	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
α-6			被相談者の名前等 ○ 左記文書 2 頁目の上段表中、第 11 欄第 5 項のうち 6 文字目から 11 文字目まで、中段表中、第 11 欄第 1 項のうち 6 文字目から 11 文字目まで	
γ-2			相談場所に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 5 文字目から 12 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 1 行目 11 文字目から 2 行目 5 文字目まで ○ 左記文書 2 頁目の中段表中、第 11 欄第 4 項のうち 1 行目 4 文字目から 13 文字目まで、下段表中、第 11 欄第 5 項のうち 2 行目 7 文字目から 8 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書

別表 2 < 続き >

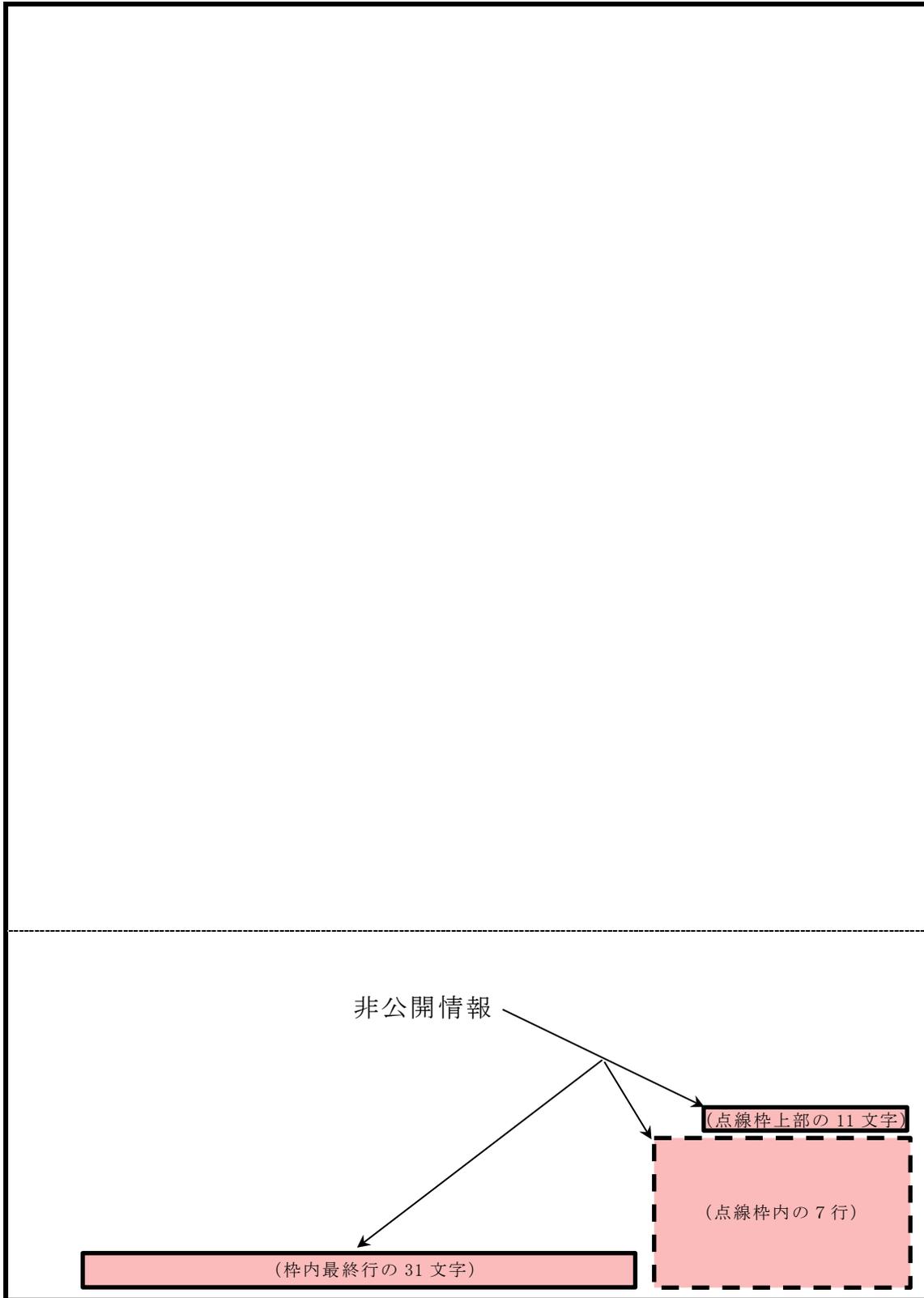
原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α-5	Y 文書	同左	活動従事者のうち県立病院機構 神奈川県立精神医療センターの 臨床心理士の氏名
γ-2			相談実施状況の内容（相談件数 （相談件数、予約件数、継続相 談件数）及び対応結果（傾聴者 数、継続支援必要者数、医療機 関への紹介者数、その他））
			主な活動内容の内容
			連絡事項及び引継ぎ事項の内容
			第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
			第 5 条第 4 号 柱書

別表 3

公開べき非公開情報一覧			
文書区分		文書種別	公開すべき非公開情報
γ - 3 - 1	Q 文書	同左	打合せ内容の概要 ○ 左記文書 1 頁目中、20 行目から 32 行目まで ※ 左記文書のタイトル部分を 1 行目として行数を数える。
γ - 3 - 2	R 文書	こころのケア関係打合せ報告書	打合せ内容の詳細のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、19 行目 7 文字目から 34 行目まで ○ 左記文書 2 頁目中、1 行目から 6 行目まで、12 行目から 34 行目まで ○ 左記文書 3 頁目中、1 行目から 9 行目 1 文字目まで、同行目 8 文字目から 17 行目 4 文字目まで、同行目 12 文字目から 16 文字目まで ※ 左記文書 1 頁目は、タイトル部分を 1 行目として行数を数える。
α - 2			出席者名簿
ε - 1	V 文書	資料 1 - 1	精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容のうち、所属名の変更に関する改訂内容 ○ 左記文書 1 頁目中、6 行目から 7 行目まで、16 行目から 17 行目まで ※ 資料番号は行数として数えない。
			精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容のうち、改訂内容の施行期日に関する情報等 ○ 左記文書 1 頁目中、2 行目、8 行目、18 行目から 19 行目まで ※ 資料番号は行数として数えない。

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。



別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 4 日	○ 諮問
平成 30 年 5 月 22 日 (第 176 回部会)	○ 審議
7 月 20 日 (第 177 回部会)	○ 審議
8 月 23 日 (第 178 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 25 日 (第 179 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入江 直子	元神奈川大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	部会員
金子 正史	元同志社大学大学院教授	会長
交告 尚史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員

(平成30年10月18日現在) (五十音順)